

# 令和6年第3回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和6年3月26日(水) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 委員  農業委員 2番 岩本 直美 委員      3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員      5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員      7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員      9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員      11番 尾関 洋子 委員  推進委員(任意) 浅井 昌行 委員      加藤 秀幸 委員 堀之内 済 委員      宮島 一人 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	推進委員(任意) 内藤 勝司 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 青山 侑嗣 書記 増田 成美



開会	(15:00) 事務局長	<p>定刻になりましたので、只今より令和6年第3回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p>
	議長	<p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、8番、9番の委員の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p>
	事務局	<p>本日の会議には2名の傍聴の申し出がございましたが、本人都合により1名のみとなりました。</p>
	議長	<p>何かご意見はございますか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
	議長	<p>それでは傍聴者をお通しください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
	議長	<p>傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>では、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>まず始めに、3番の案件について説明します。場所につきましては2ページの地図をご覧ください。申請地は、地図左上の岩崎橋から東に約200メートルの位置に所在し、登記地目は田・現況地目は雑種地で面積は79㎡です。申請者は、名古屋市名東区で建築工事業を営んでおり、主な活動拠点を</p>

		<p>日進市としております。令和5年9月の農業委員会で、今回の申請地に隣接する既存資材置場の農地転用の許可申請をご審議いただいております。当初の予定より受注の増加が見込まれ、資材を保管する場所が不足するため、今回申請に至ったものです。農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用許可である第3種農地であるので、立地基準は支障ありません。第3号から第6号の一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>次に、4番の案件について説明します。場所につきましては3ページの地図をご覧ください。申請地は、相野山小学校から南に約250メートルの位置に所在し、登記地目は田・現況地目は雑種地で面積は1,669㎡です。申請地については、平成5年に諸官庁の許可を得ず、資材置場兼駐車場に転用し、現在まで使用している状況であり、違反状態を是正するため申請に至ったものです。申請地は本社から道路を挟んで向かい側にあり、利便性が高く、30年近く使用しており、事業に欠かせないものとなっております。申請地は、令和5年11月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。資材置場兼駐車場ですので、排水は、汚水・雑排水はなく、雨水については砕石敷であるため、表面浸透及び5か所に設置された浸透柵により敷地内にて浸透させて処理するため、周辺農地に対する影響はないと思われま。第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。第3号から第6号の一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>既に使用している転用されている案件については、復旧させてから許可するのか。</p> <p>原則違反状態であれば復旧させますが、場合によっては始</p>
	議長	
	委員	
	事務局	

		<p>末書を提出させて、それで許可される場合もあります。</p>
委員		<p>盛土はされていたのか。</p>
事務局		<p>転用されていたのが30年以上前であり、詳細は不明です。</p>
委員		<p>資材置き場に転用される場合、様々な物が置かれることとなる。3番における申請地は住宅が密集している地域であることから、近隣への影響が気になる。</p>
議長		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>「議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明します。</p> <p>場所につきましては、6ページと7ページの地図をご覧ください。対象地は、日進香久山西部土地区画整理事業地内で、梅森保育園から北に約440メートルの位置に所在する2筆と平和堂とロイヤルホームセンターの建築が進んでいる3筆、梅森保育園から西に30メートルの位置に所在する1筆の計6筆になります。この生産緑地は、申請者の父が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和5年9月5日に死亡し、相続手続き中です。以前は、申請者の父が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続きまして、2番の案件について説明します。場所につき</p>

		<p>ましては8ページの地図をご覧ください。折戸の交差点から西に約280メートルの位置に所在する3筆になります。この生産緑地は、申請者の父が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和4年3月14日に死亡し、申請者が相続しました。以前は申請者の父が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまます。</p> <p>続きまして、3番の案件について説明します。場所につきましては9ページの地図をご覧ください。赤池駅から北に約300メートルの位置に所在する2筆と、赤池駅から北に約200メートルの位置に所在する2筆の計4筆になります。この生産緑地は赤池一丁目にお住まいの45歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。申請者が生産緑地の主たる従事者であることを証明することには問題ないと思われまます。</p> <p>議案第2号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長		<p>議案第2号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
委員		<p>3番について、申出者が45歳と若いですが、診断書にはどう書かれていたのか。</p>
事務局		<p>医師の診断書には故障により農作業が困難である旨が記載されています。</p>
委員		<p>生産緑地に地目山林が含まれているがなぜか。</p>
事務局		<p>登記地目が山林ですが、現況農地として利用されており、生産緑地指定がされているものです。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
		<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者について</p>

		<p>の証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長        全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局        議案第3号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」の説明をします。</p> <p>8番の案件について説明します。場所につきましては、10ページの下段の位置図を、詳しい区画割については別冊④をご確認ください。梅森保育園から東に約100mに位置する2筆の農地で、地目は登記・現況ともに畑、面積は合計で2,523㎡です。区画数は36㎡が2区画、45㎡が32区画の合計34区画、井戸水を用いた給水施設、荷下ろしスペース、農業用倉庫が設置される計画です。貸付期間は1年間で、最長5年間まで継続可能です。利用料金は36㎡区画が年額18,000円、45㎡区画が年額21,000円です。</p> <p>次に別冊の説明についてですが、これは農園の「市民農園計画書①」、「貸付協定②」、「貸付規程③」、「区画配置図④」についての説明です。まず別冊①の市民農園計画書をご覧ください。これは開設者が市民農園の開設にあたり、農園の概要や開設目的、開設に向けたスケジュールや費用などの概要をまとめた計画書です。「4事業計画の対象者」において、「市民・市外住民」となっていますが、原則的に市民優先となっています。次に別冊②の貸付協定をご覧ください。これは法に基づき、管理運営に関することや利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めており、開設者が農園の管理を適正に行うことを約束する協定です。令和6年3月11日に日進市と開設者である申請者との間で締結しています。次に別冊③の特定農地貸付規程をご覧ください。1ページの第4の(貸付利用条件)ですが、先にも説明しましたが、貸付期間は1年とし、最長5年継続で</p>
--	--	--

		<p>きます。賃料は36㎡の区画は1区画あたり年間18,000円、45㎡の区画は1区画あたり21,000円を予定しています。第4の2の(1)から(10)に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。第9の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。別冊④については、区画・給水施設や農機具倉庫等の配置を示しています。今回の事業計画等からは、市民農園として利用することが、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと行われますので、新たな市民農園設置に問題はないと思われます。</p> <p>議案第3号についての説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長		<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員		<p>貸付規程の条件にも記載してあるが、なぜ営利を目的とすることはいけないのか。</p>
事務局		<p>特定農地法自体が農地のレクリエーション的な利用を目的とした法律です。そのため、当該農園については営利を目的とした利用を禁止しています。</p>
委員		<p>野焼きについても禁止なのか。</p>
事務局		<p>農家が農作業の一環で野焼きを行うことはすべて禁止ではありませんが、記載されている野焼きの禁止についての項目は、あくまでも農園の管理行為において開設者が利用者に対して禁止している行為です。</p>
委員		<p>市外の人でも利用の対象者になると思うが、農機具や資材等の積み下ろしについてスペースは何メートル確保されているのか。周辺道路への路上駐車に繋がると良くない。</p>
事務局		<p>具体的な幅までは記載されていないが、荷下ろしのために</p>

		<p>一時的に車両を止めるスペースは確保されています。また、貸付条件にも路上駐車禁止を記載しています。</p>
	委員	<p>水は上水道か。</p>
	事務局	<p>井戸を掘って井戸水を使用する計画です。</p>
	委員	<p>個人が開設するにあたって、造成や井戸掘りなどの専門知識が必要となる。今回の開設者にはそのように協力する人がいるのか。</p>
	事務局	<p>今回の案件については特に聞いていません。開設者及び協定に記載されている管理者と事務局で何度か窓口でやり取りしていますが、両名とも農業に関してかなり知識豊富な人です。ただし、井戸掘りに関しては専門の業者に工事を依頼するとのことでした。</p>
	委員	<p>事業計画に市民優先と記載されているが、具体的にどうすみ分ける予定か。</p>
	事務局	<p>募集する際に応募者が募集数を上回った場合、市内住民から優先すると聞いています。</p>
	議長	<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「日進市農用地利用集積計画について」を議題とします。なお、番号10番、11番については、委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関</p>

	事務局	<p>する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当の委員には事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号 日進市農用地利用集積計画について、説明させていただきます。今回は、20件の利用権設定があります。</p> <p>説明については、時間の都合上、市内で初めて利用権を設定する新規就農者の方と新規設定農地の案件のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、説明いたします。15ページをご覧ください。整理番号5番、借受人は梅森台に居住する45歳男性です。年間従事日数は200日。現在までに約1haの田を利用権により貸借しており、耕作状況は良好であります。新規に追加する農地は16ページの梅森町上松の農地1, 105㎡です。賃料は0円です。</p> <p>続いて18ページです。整理番号7番、農事組合法人による利用権設定です。現在法人が借地している面積は、約4.7haになり、新たに追加する農地は、19ページになります。右端の設定状況において「新規」と表示されているものが追加されます。野方町、折戸町、藤枝町と法人の耕作範囲での追加となり、いずれも賃料は0円となります。</p> <p>25ページに移って、整理番号9番、米野木町在住の45歳男性。年間従事日数は200日、農作業従事者は、父と母と本人の3人を主とし、農機具保有状況は表右端のとおりです。現在までに、約4000㎡の農地において水稻を主に耕作しております。今回新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画です。場所は、26, 27ページのとおりで、賃料は0円です。</p> <p>29ページですが、整理番号11番、農事組合法人ですが、法人の貸借地は約7haとなり、今回新規を含め更新分が約4.6haになります。その内、新規設定は法人の拠点である藤島町地内の農地であり、約7200㎡で賃料は0円です。場所は31ページから33ページを確認ください。</p> <p>34ページですが、整理番号12番、一般法人ですが、こ</p>
--	-----	--

れまで代表個人で貸借してきましたが、今後は法人での貸借に切替わります。個人で貸借している農地を含め、約1.6haを耕作しており、新規で貸借する農地は、自分の所有する農地と貸借している農地の隣接地になります。水稻作付予定としており、賃料を1筆16000円で設定し、貸借期間を3年間と設定します。場所は35ページのとおりです。

36ページですが、整理番号13番、香久山在住の70歳男性で、年間従事日数は230日。岩崎町畔道地内で農地を所有しており、その近辺において追加して貸借をするものです。新規に借り受ける農地では、水稻作付予定であり、賃料は10アールあたり、15,000円になります。場所は37ページのとおりです。

40ページをご覧ください。整理番号16番、借受人は、赤池南一丁目にお住まいの48歳男性です。借受人は、令和4年度に日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しています。年間農作業従事日数は150日を予定しています。

農業従事者の状況は、本人のみで、申請地では野菜の栽培を予定しております。農業用機械の所有状況については、草刈機1台を所有しています。下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。1筆は使用貸借権、もう1筆は賃借権で賃料は1筆あたり5,886円、いずれも3年間の権利設定です。場所は41ページの地図をご覧ください。

続きまして、42ページをご覧ください。借受人は、名東区で介護事業を行うNPO法人です。借受人は、これまで下記農地を貸借していた法人が撤退し、その法人に勤務していた役員を迎え入れ、下記農地を継続して耕作するものとなります。年間農作業従事日数は100日を予定しています。農業従事者の状況は、業務執行役員1名があり、申請地では野菜の栽培を予定しております。農業用機械の所有状況については、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。賃料は1筆あたり10,000円で、いずれも3年間の権利設定です。場所は43ページの地図をご確認ください。

続きまして、45ページをご覧ください。整理番号19番、借受人は栄四丁目にお住まいの60歳男性です。借受人は、平成27年に日進アグリスクールの中級コースを修了してい

		<p>ます。また、米野木町に開設した市民農園の開設者であります。農業従事者の状況は、本人と息子2名で、申請地では果樹の栽培を予定しております。農業用機械の所有状況については、草刈機、軽トラックを所有しています。年間農作業従事日数は120日を予定しております。下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。賃借権で賃料は1筆で年間50,000円、5年間の権利設定です。場所は、46ページの地図をご参照ください。自身の市民農園開設地の北側での借地になります。</p> <p>47ページですが、整理番号20番、赤池町在住の67歳男性、年間従事日数は150日、農機具の保有状況は表右のとおりです。現在、岩藤町の農地を借りて野菜を栽培しており、追加する農地でも野菜を栽培する予定があります。貸借期間は1年、賃料は0円です。場所は48ページを確認ください。</p> <p>いずれの方も聞取りの結果、農業経験などがあり、利用権設定を行う者として適正であると見込まれます。</p> <p>議案第4号についての説明は以上です。</p>
議長		<p>議案第4号について、説明が終わりましたが、番号10番、11番を除く案件について、ご意見・ご質問等はございますか。なお、推進委員については、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。</p>
委員		<p>16番の利用者だが、所有機械が草刈機1台のみとなっている。耕作はできるのか。</p>
事務局		<p>最初の起こし作業を農協に委託すると聞いています。</p>
委員		<p>この農地はしばらく休耕していたので雑草が繁茂しており、かなり条件としては悪いが大丈夫なのか。</p>
事務局		<p>事務局も同様の懸念を抱いたため本人に確認したところ、市アグリスクールの講師と一緒に現場を訪れ、講師からも耕</p>

		<p>作はできるとお墨付きをもらっているということであるので手続きを進めました。</p>
	委員	<p>20番の利用者について、利用期間が1年なのは理由があるのか。</p>
	事務局	<p>地権者との契約交渉の中でこの期間になったと聞いています。</p>
	委員	<p>13番の案件は以前[REDACTED]が利用権にて耕作していたはずだが、そちらを解除して個人に利用権を付けないおすのには何か理由があるのか。</p>
	委員	<p>特に理由は聞いていないが、地権者からの申し出により契約を解除した。</p>
	事務局	<p>今回の利用者が対象地の北側に自身で耕作する農地を所有しており、一緒に耕作したいという申出があったことから賃借につながったと聞いています。</p>
	議長	<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第4号の10番、11番を除く「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、10番、11番を除く案件については、原案のとおり可決とします。</p> <p>引き続き番号10番と11番の審議に入ります。該当委員には一時退室をお願いします。</p> <p>(該当委員 退室)</p>
	議長	<p>番号10番と11番について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>

		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。議案第4号、10番と11番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号の内、10番と11番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(該当委員 入室)</p>
議長		<p>先のお客様は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>続きまして、議案第5号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」を議題とします。</p> <p>なお、当議案については、委員に関する案件となります。農業委員会法に基づき、該当委員は事務局説明が終わった後、審議の際に退室を求めますのでお願いいたします。</p> <p>では事務局から説明をお願いします。</p>
議長		<p>議案第5号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」について、説明させていただきます。</p> <p>日進市農用地利用集積計画（一括方式）についてですが、農地中間管理事業における手続きです。</p> <p>今回は3件の権利設定があります。</p> <p>1件目については、議案書49ページをご覧ください。借受人は認定農業者である法人です。49ページから51ページに利用権設定する土地の明細を示しています。新規で利用権を設定する土地については、52ページ以降の地図を参照ください。いずれも期間は10年間で使用貸借権の権利設定です。</p> <p>続きまして、71ページをご覧ください。借受人は、藤枝町奥廻間にお住まいの46歳で借受人は2月の農業委員会青年等就農計画についてご審議いただいております、3月13日付けで認定を受けています。下の段に利用権設定する土地の</p>
事務局		

		<p>明細を示しています。基本的には、期間は10年間で使用貸借権の権利設定ですが、一部貸借権の場合と期間が5年のものがあります。利用権を設定する土地については、72ページから76ページの地図を参照ください。</p> <p>続きまして、71ページ下段です。借受人は、梅森町北田面にお住まいの45歳です。借受人は、令和4年度に日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しております。下の段に利用権を設定する土地の明細を示しています。期間は10年間で使用貸借権の権利設定です。場所は77ページの地図をご覧ください。なお、今後の手続きについては、計画が認可され、市が公告することによって利用権が設定され貸借の開始となります。</p> <p>議案第5号についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長		<p>議案第5号について、説明が終わりましたが、該当委員から事務局の説明内容について補足はありますか。</p>
委員		<p>特にありません。</p>
議長		<p>無いようですので、これより審議に入ります。該当委員は一時退室をお願いします。</p>
		<p>(該当委員 退室)</p>
議長		<p>議案第5号の内、1件目について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第5号の1件目、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の案件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
		<p>(挙手をする)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第5号の内、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の案件については、原案のとおり可決とします。</p>

		<p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(該当委員 入室)</p> <p>委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>引き続き審議に入ります。</p> <p>71ページの個人の新規就農案件について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第5号、「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第5号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」は、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第6号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和6年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>では、議案第6号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和6年度最適化活動の目標設定等について（別冊）」説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律において</p> <p>第6条で「最適化活動を実施する」ことが明記されており、また同法7条において「農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めること。」とされています。</p> <p>そして定めた指針や最適化活動の透明性を確保するために、農地利用の最適化の推進状況、その他の事務の実施状況についても公表しなければならないとされています。</p>

		<p>以上のことを踏まえて、農業委員会では毎年度末に具体的な次年度の推進目標を定め、3月の委員会総会にて同意をいただき、その後市 HP にて公表をしております。また、併せて当該年度の目標に対する実績についてもご説明させていただき、こちらも同意をいただいた後に市 HP にて公表しております。</p> <p>では、お手元の資料「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」から説明いたします。</p> <p>【別紙に沿って説明】</p> <p>次に「令和6年度最適化活動の目標と設定等」についてご説明します。</p> <p>【別紙に沿って説明】</p> <p>説明は以上となりますが、この内容について農業委員さんの同意をいただきたいと思います。</p> <p>議長 議案第6号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>委員 ここにある農地面積はどこが出しているのか。</p> <p>事務局 毎年国が発表しているものを転記しています。</p> <p>委員 毎月の転用は反映されているか。</p> <p>事務局 いつ時点のものかは不明ですが、毎年変更があるので反映されていると判断できます。</p> <p>議長 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第6号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和6年度最適化活動の目標設定等について」、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p>
--	--	--

議長	<p>全員賛成ということで、議案第6号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、「専決」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局より報告。専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 8件</p> <p>専決2号 4条届出 1件</p> <p>専決3号 5条届出 12件</p> <p>専決4号 18条届出 5件</p>
議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員	<p>専決1号の7番について、現状荒れている農地だが管理は誰がするのか。</p>
事務局	<p>共有の農地であり、所有者はいずれも市外在住です。管理方法を確認したところ、現時点では決まっていないとのことでした。</p>
委員	<p>何かしら対応はできないか。</p>
事務局	<p>共有の農地であっても利用権設定は可能であるので、利用権により誰かに管理してもらえるよう誘導したいです。</p>
委員	<p>直接専決案件とは関係ないが、直近で相続登記が義務付けられる。そのことにより何かしら耕作放棄地の管理に関して動きは出るのか。</p>
事務局	<p>法改正を受けて自発的に動く人は、未登記の農地の存在に気付くことはあっても、基本的には7番の案件のように相続等で初めて農地の存在に気付く人が多いと思われます。</p>
委員	<p>10番の案件も同様に所有者が市外在住であるが、管理はどのように。</p>
事務局	<p>すべての農地ではありませんが、既に農地バンクの登録申</p>

		<p>請をされています。</p>
	議長	<p>他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p> <p>続きまして、「その他」について事務局より報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>(事務局からその他について一括で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共転用届について</li> </ul>
	議長	<p>その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p> <p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。</p>
	事務局	<p>(事務局から事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来月及び来年度の農業委員会スケジュール 4月26日(金) 午後3時 本庁舎4階第1会議室</li> <li>・最適化推進活動の詳細(来月の予告)</li> <li>・視察研修の予告(5月)</li> <li>・事務局職員の人事異動について</li> </ul>
	議長	<p>それでは、これをもちまして、令和6年第3回農業委員会を終了させていただきます。長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>
	(16:32)	